



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 日本ドライケミカル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 遠山 榮一  
(コード：1909 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理部門担当 長谷 哲之  
(TEL. 03-3599-9500)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 22 条（社外取締役の責任限定契約）を新設するものであります。なお、定款第 22 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

また、その他、条文の新設に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 21 条 (条文省略)	第 1 条～第 21 条 (現行どおり)
(新設)	<u>第 22 条 (社外取締役の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約と締結することができる。</u>
第 22 条 (条文省略)	第 23 条 (現行どおり)
第 23 条 (選任)	第 24 条 (現行どおり)
1. 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使することが	

<p>できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>第24条～第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (補欠監査役)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 補欠監査役の選任方法は第23条を準用する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第29条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (補欠監査役)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 補欠監査役の選任方法は監査役の選任方法と同様とする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第30条～第36条 (現行どおり)</p>
---	--

以上